

釧路港入港のしおり

令和7年8月

釧路港安全対策協議会

目次

I. 釧路港の概要	
1-1 釧路港概況	2
1-2 釧路港の港湾区域（釧路市告示第83号（平成20年3月31日））	2
1-3 釧路港の港域（港則法施行令（第1条関係））	2
1-4 釧路港の港区（港則法施行規則（第3条関係））	3
1-5 釧路港の航路（港則法施行規則（第8条関係））	3
II. 釧路港入港方法及び注意事項等	
2-1 入港方法	4
2-2 入港時の注意事項	5
2-3 錨泊場所等	5
2-4 錨泊時の留意事項	6
2-5 水先関連	6
2-6 各種通報	7
2-7 釧路港の航路標識	8
III. 釧路港での台風・津波等対策	
3-1 総論	10
3-2 台風等に対する対応表	10
3-3 津波に対する対応表	11
IV. 釧路港での船舶が執るべき安全対策	12
別紙1 東港区中央埠頭東側－9m岸壁・西港区第4埠頭東側－10m、－12m岸壁	14
別紙2 西港区第2埠頭南側－12m岸壁・西港区第2埠頭南側バルク1号栈橋	15
V. 参考資料	
5-1 関係規則	16
5-2 係留施設一覧	17
東区	17
西区	19
5-3 曳船一覧	20
5-4 港湾厚生施設一覧	20
5-5 船員法指定医療機関一覧	20
5-6 その他主な医療機関一覧	20
5-7 港湾関係官公署等	21
5-8 港湾施設使用料	22
5-9 釧路市港湾施設管理条例施行規則（抜粋）	23
5-10 釧路港の沿革	24

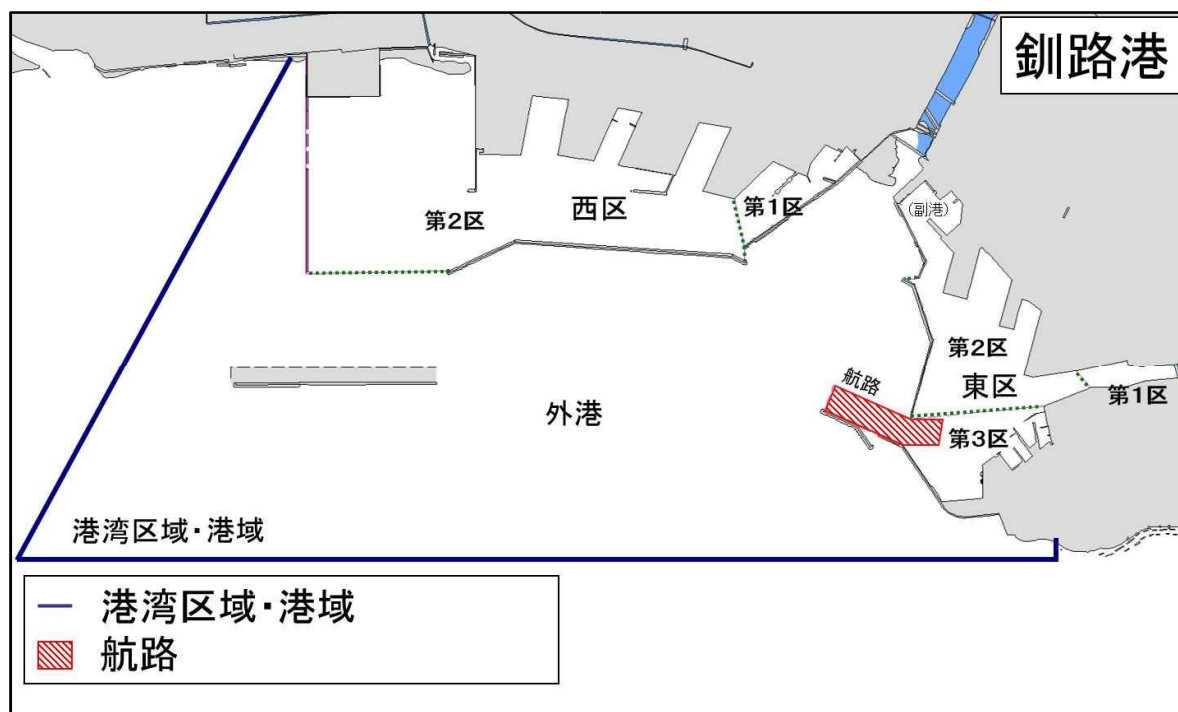
I. 釧路港の概要

1-1 釧路港概況

釧路港は東北海道の太平洋側に位置し、釧路・根室・十勝地方及び網走・北見・紋別地方にまたがる広大な背後圏を有し、地域の生活や産業を支える物流の拠点として、また豊かな漁場を求めて全国各地から漁船が集結する日本有数の漁業基地として重要な役割を担っています。

港域は東区、西区、外港から構成されており、東区は釧路市中心部を流れる釧路川の河口に広がり、第1区・第2区・第3区に分かれており、第2区の北部に漁港区（副港）が存在し、西区は釧路市西部を流れる新釧路川以西に展開し、第1区・第2区に分かれています。

東区は魚市場、水産加工場等の漁業施設が多く存在していることから漁船が頻繁に出入港し、西区は商港区の位置付けから定期貨物船（RORO 船）、バルカー、タンカー、コンテナ船等が多数入港しています。



1-2 釧路港の港湾区域（釧路市告示第83号（平成20年3月31日））

釧路港の港湾区域は、釧路埼灯台（北緯42度58分10秒、東経144度22分24秒）から353度20メートルの地点から180度300メートルの地点まで引いた線、同地点から270度8,590メートルの地点まで引いた線、同地点より28度30分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに釧路川の雪裡橋下流の河川水面及び釧路町木場3丁目1番1の木材整理水面並びに貯木水面。

1-3 釧路港の港域（港則法施行令（第1条関係））

釧路港の港域は、釧路埼灯台（北緯42度58分10秒、東経144度22分24秒）から353度20メートルの地点から180度300メートルの地点まで引いた線、同地点から270度8,590メートルの地点まで引いた線、同地点から28度30分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに雪裡橋下流の釧路川水面。

1-4 釧路港の港区（港則法施行規則（第3条関係））

港区	境界		停泊すべき船舶
東区	第1区	入舟（A）マイナス 6.0 メートル岸壁東端から 318 度 30 分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに釧路川雪裡橋下流の河川水面	各種船舶。 ただし、総トン数 350 トン以上の各種船舶は、幸町岸壁又は中央埠頭東側岸壁に係留する場合に限る。
	第2区	第1区境界線、入舟マイナス 7.5 メートル岸壁西端から釧路港東区北防波堤南灯台（北緯42度58分39秒、東経144度21分31秒）まで引いた線、東区北防波堤、釧路港東区北防波堤北灯台（北緯42度59分17秒、東経144度21分28秒）から東区西防波堤南端まで引いた線、同防波堤及び陸岸に囲まれた海面	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶
	第3区	東区南防波堤、釧路港東区南防波堤灯台（北緯42度58分32秒、東経144度21分27秒）から釧路港東区北防波堤南灯台まで引いた線、第2区境界線及び陸岸により囲まれた海面（航路を除く。）	
西区	第1区	西区東防波堤、同防波堤南端から第1ふ頭南東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
	第2区	第1区境界線、西区東防波堤南端から釧路港西区南防波堤東灯台まで引いた線、西区南防波堤、釧路港西区南防波堤西灯台から 269 度 1,190 メートルの地点まで引いた線、同地点から 0 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
外港	東区、西区及び航路を除いた港域内海面		各種船舶及び危険物を積載した船舶

【備考】 この表中の各種船舶とあるのは、危険物を積載した船舶以外の船舶をいう。

1-5 釧路港の航路（港則法施行規則（第8条関係））

港の名称	航路の区域
釧路	釧路港東区北防波堤南灯台から 90 度 250 メートルの地点まで及び 293 度 700 メートルの地点まで引いた線と釧路港東区南防波堤灯台から 90 度 300 メートルの地点まで及び 293 度 700 メートルの地点まで引いた線との間の海面

II. 釧路港入港方法及び注意事項等

2-1 入港方法

(1) 東区への入港方法

根室方面から入港する場合は、東区の南側に設置されている知人礁灯標（北緯 42 度 57 分 39.4 秒、東経 144 度 22 分 08.2 秒）から十分に距離を離して航行し、適宜の位置において検査錨地西方に向けて変針、検査錨地に近づいたら同錨地の外縁を右に見ながら徐々に右転し、その後、港口に向けて進入するのが良いでしょう。

襟裳岬方面から入港する場合は、沖合からの目標として、新釧路川河口の北 1 km にある旧日本製紙工場の 2 大煙突が良い目標となります。港に近づいたら検査錨地の外縁を右に見ながら徐々に右転し、その後、港口に向けて進入するのが良いでしょう。

(2) 西区への入港方法

西区南防波堤の南西側に築造されている島防波堤（長さ 1,750m、東端及び西端に灯台設置）の西方から十分に距離を離して航過し、その後、右転して港口に向け進入するのが良いでしょう。

なお、西区南防波堤西端と島防波堤東端との間から進入する方法については、大角度変針となるためお勧めできません。

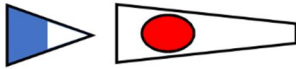

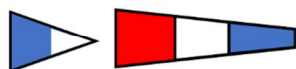


(3) 進路表示

- ① 釧路港内又は港の境界付近を航行するときは、進路を他の船舶に知らせるため、海上保安庁長官が告示で定める記号を船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信していなければなりません。

ただし、船舶自動識別装置を備えていない場合及び船員法施行規則第 3 条の 16 ただし書きの規定により船舶自動識別装置を作動させていない場合は除外されます。（港則法施行規則第 11 条第 1 項）

- ② 釧路港内を航行する船舶は、港則法施行規則第 11 条第 2 項に基づき定められた国際信号旗を掲げて進路を表示しなければなりません。

ただし、国際信号旗を有しない船舶又は夜間においては除外されます。

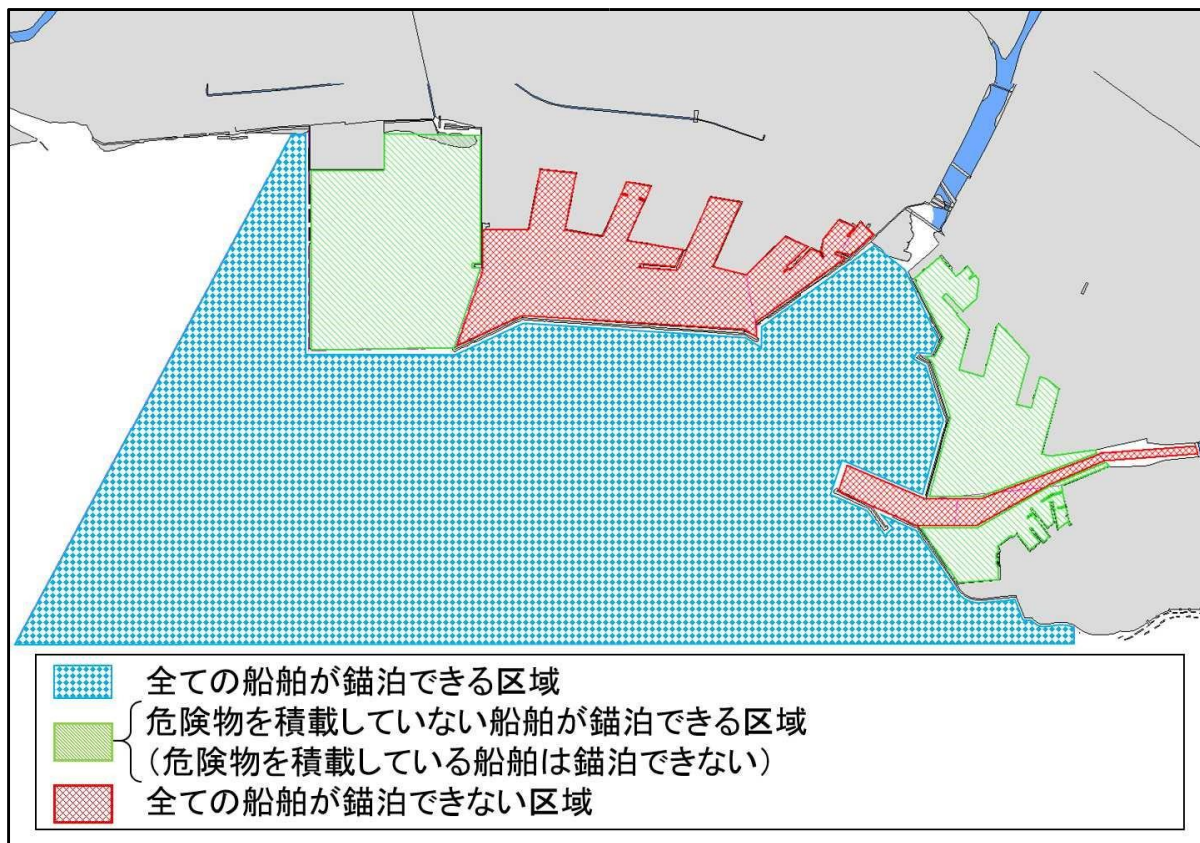
行先信号	国際信号旗	信文	A I S 入力例
2代・1		東区第 1 区の係留施設に向かって航行する	JP KUH 1
2代・2		東区第 2 区の係留施設に向かって航行する	JP KUH 2
2代・3		東区第 3 区の係留施設に向かって航行する	JP KUH 3
2代・4		西区第 1 区の係留施設に向かって航行する	JP KUH 4
2代・5		西区第 2 区の係留施設に向かって航行する	JP KUH 5
		上記以外の目的	JP KUH XX

2-2 入港時の注意事項

- (1) 釧路港南東の沿岸海域（距岸 0.5 海里内）には、干出岩及び洗岩などからなる知人礁（南側に知人礁灯標が設置）が存在しています。過去、当該海域において乗揚げ事故が数件発生していることから、付近を航行する船舶は注意してください。
- (2) 知人礁の周辺海域及び西区西方の沿岸海域には、時期によって定置網が、西区南防波堤前面の一部海域には、時期によって底建網が設置されていますので、十分に注意して航行してください。
- (3) 例年、4 月から 10 月にかけて全国から集結した多数の漁船が釧路港を基地として稼働するため、港内及び周辺海域において船舶交通が輻輳しますので、見張りを厳重に行ってください。
- (4) 釧路港及び周辺海域では霧の発生日が多く、夏季においては濃霧が数日間続くことがあります。濃霧等により視界が悪い場合は、レーダー等による見張りを強化するとともに、安全な速力で航行してください。
- (5) 西区及び周辺海域では、各種工事作業等が行われており作業船が頻繁に往来しますので、注意してください。

2-3 錨泊場所等

釧路港港域内における錨泊の制限等は、下図のとおりとなっています。



2-4 錨泊時の留意事項

釧路港及び周辺海域は、西又は南寄りの強風が連吹すると走錨のおそれがありますので、錨泊中又は錨泊予定の船舶は次の事項に留意してください。

- (1) 錨地の広さ、水深、底質、陸岸との距離を把握のうえ、錨の数及び錨鎖の節数を決定しましょう。
- (2) 気象状況を常に把握し、その変化に応じた適切な対応（転錨、安全な他の港や海域への移動など）をとりましょう。

(3) 適切な見張り、VHFの常時聴守を徹底しましょう。

(4) AIS（船舶自動識別装置）搭載船舶は常時電源をONとし、AISメッセージの受信音が鳴るよう設定しましょう。

※釧路港において、風速 15m/s 以上の西又は南寄りの風が連吹した場合は、釧路港長から「走錨注意情報」が発表されます。

(5) 時期によって、西区南防波堤前面の一部海域には底建網が設置されています。

2-5 水先関連

(1) 安全運航基準

①夜間入港

基本的には 24 時間可。

ただし、Woodchip 船については極力避ける。

②夜間出港

基本的に 24 時間可。

③深喫水船

安全な余裕水深を確保すること。

④視界不良時の入港

視界の状況、本船性能を考慮し、決定する。

⑤強風時の入出港

Woodchip 船については、風速 15 メートル以上の場合は極力見合わせる。それ以外の船については、本船状況、性能を勘案して決定する。

⑥入港時における水先人乗船時間

水先人の乗船時間は、日没 1 時間前までとする。

ただし、当該時の潮汐、本船状況等を勘案し、関係者と協議の上、日没以降でも乗船することができる。

(2) 西港区における入港許容喫水

①第 4 埠頭 23 号岸壁

喫水を 10%以上、確保すること。

②第 3、4 埠頭 19 及び 22 号岸壁

最大入港喫水 11.0 メートル（常時）

③第 1 埠頭 4 号、第 2 埠頭 11 号 12 号

最大入港喫水 10.5 メートル

ただし、余裕水深を喫水の 10%を確保するために、岸壁に至る航路最小水深 10.7 メートルを基準として、必要な残潮は 0.85 メートルとする。

④第3埠頭18号岸壁

最大入港喫水 10.5メートル

ただし、余裕水深を喫水の10%を確保するために、岸壁に至る航路最少水深11.0メートルを基準として、必要な残潮は0.55メートルとする。

(3) 水先人乗船場所

①西港区

北緯42度58.0分、東経144度17.0分

②東港区

北緯42度58.0分、東経144度19.8分

(4) 水先人の移乗

入港時：釧路水先人事務所にはVHFはありませんので、タグボート又は交通艇に乗船の水先人が同ボートのVHF16/06チャンネルで喚呼する。

出港時：出港船はパイロット・ラダー又は必要に応じてコンビネーションラダーを用意すること。

2-6 各種通報

(1) 船舶保安情報（改正 SOLAS 条約関係）

「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づき、外国の港から釧路港に入港しようとする全ての船舶は、入港する24時間前までに「船舶保安情報」を釧路海上保安部に通報してください。

なお、通報者は一義的には船長ですが、当該船舶の所有者又は船長若しくは所有者の代理人（代理店等）が通報することができます。

(2) 保障契約情報（船舶油濁等損害賠償保障法）

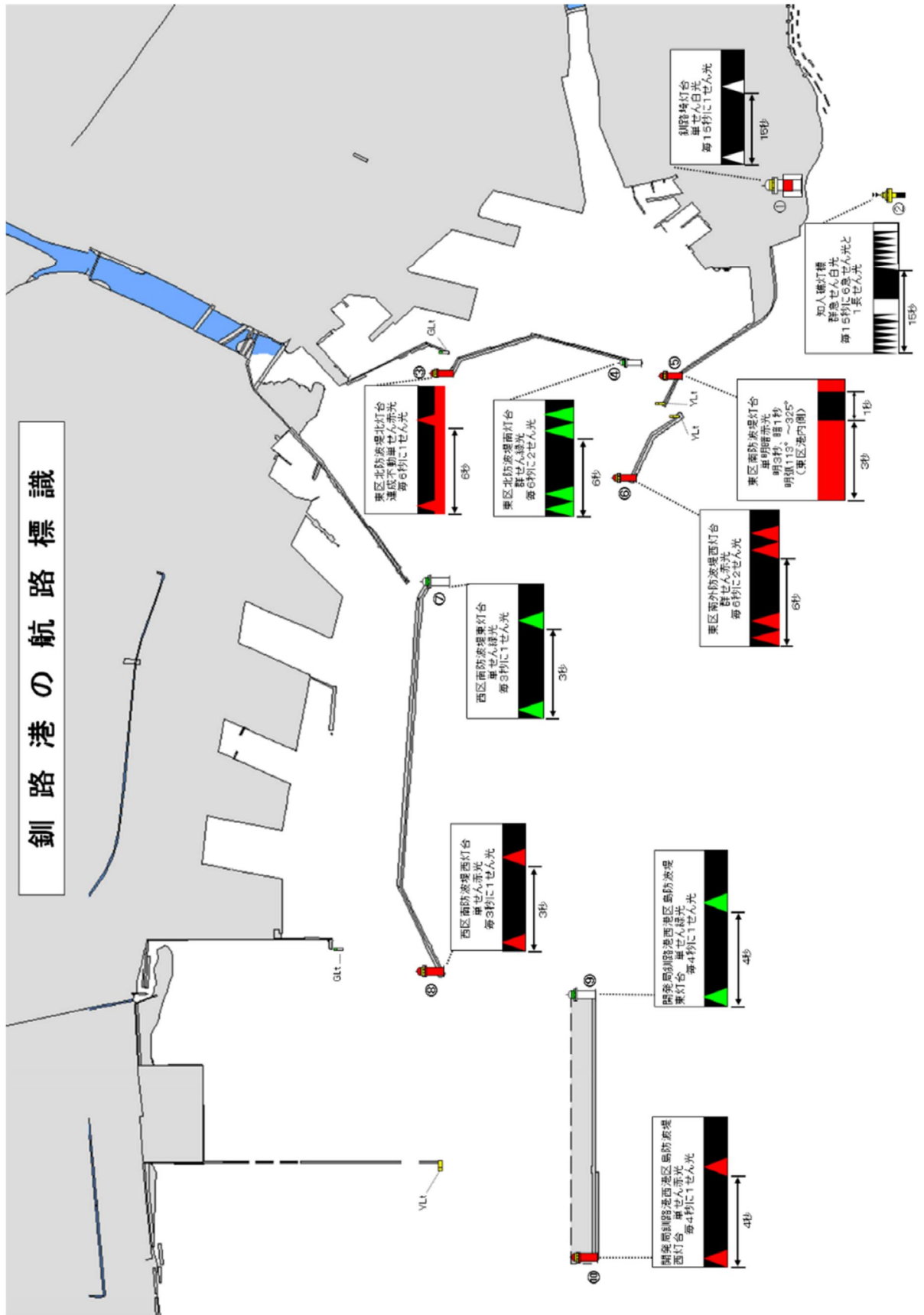
船舶油濁等損害賠償保障法に基づき、本邦以外の地域から釧路港に入港しようとする国際総トン数100トン以上の一般船舶及び国際総トン数300トン以上のタンカーは、入港前に「保障契約情報」を北海道運輸局へ通報して下さい。

2-7 釧路港の航路標識

釧路港及び周辺海域には、次の航路標識が設置されています。灯火の消灯など航路標識の異常を発見した場合は、釧路海上保安部（☎0154-21-5575）に連絡してください。

No	名称	灯質	灯高	光達距離
①	釧路埼灯台	単せん白光、毎15秒に1せん光	51m	19海里
②	知人礁灯標	群急せん白光、毎15秒に6急せん光と1長せん光	15m	5海里
③	釧路港東区北防波堤北灯台	連成不動単せん赤光、毎6秒に1せん光	14m	せん光 5海里 不動光 2海里
④	釧路港東区北防波堤南灯台	群せん緑光、毎6秒に2せん光	12m	3海里
⑤	釧路港東区南防波堤灯台	単明暗赤光、明3秒、暗1秒	13m	4海里
⑥	釧路港東区南外防波堤西灯台	群せん赤光、毎6秒に2せん光	17m	7海里
⑦	釧路港西区南防波堤東灯台	単せん緑光、毎3秒に1せん光	15m	5海里
⑧	釧路港西区南防波堤西灯台	単せん赤光、毎3秒に1せん光	15m	5海里
⑨	開発局釧路港西港区島防波堤東灯台	単せん緑光、毎4秒に1せん光	10m	3海里
⑩	開発局釧路港西港区島防波堤西灯台	単せん赤光、毎4秒に1せん光	9m	4海里

釧路港の航路標識



III. 釧路港での台風・津波等対策

3-1 総論

釧路港では、釧路港及び付近海域における各種船舶の事故防止等について協議し、船舶及び港内の安全と犯罪の予防を促進することを目的として組織された「釧路港安全対策協議会」において、船舶の安全対策に関する各種ルールを定めています。

台風や発達した低気圧の接近に伴い釧路市に暴風警報等が発表された場合や釧路地方で地震が発生し、津波警報等が発表された場合における船舶等の執るべき対応が定められています。

なお、釧路港長からも、港則法第39条第4項に基づき、上記対応とほぼ同様の対応を執るよう勧告が発出されますので、台風等や津波に備え、早期の対応をお願いします。

3-2 台風等に対する対応表

体制区分	発出基準	船舶等の執るべき対応
注意喚起	釧路地方に台風等に関する気象情報が発表され、台風・津波対策委員長が必要と認める場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 台風等に関する最新の情報の入手に努めること。 2 必要に応じて、荒天準備を行うこと。
第一体制	気象庁から、釧路市に『暴風警報』又は『暴風雪警報』が発表された場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 在港船舶は、荒天準備を行い、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。 2 危険物荷役及び重油荷役は中止すること。 3 工事、作業現場においては、荒天準備を行い、作業船（無動力）、資機材等の流出防止措置を実施すること。
第二体制-1	気象庁から、釧路市に『暴風警報』又は『暴風雪警報』が発表され、かつ波浪警報（波向予想が南寄り）が発表された場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の船舶は、港外へ避難すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 総トン数100トン以上の危険物積載船 (2) 西区の総トン数5,000トン以上の船舶 2 上記1以外の船舶は、安全な場所に避難、又は保船に万全を期すこと。 3 工事、作業現場においては、作業船（無動力）、資機材等の流出防止措置を実施し、厳重な管理体制を執ること。
第二体制-2	気象庁から、釧路市に陸上部で最大風速25m/s以上の予報が発表された場合 ※釧路市が暴風となる概ね24時間前に発出	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の船舶は、台風、発達した低気圧等による影響の少ない他の海域に避難すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 総トン数100トン以上の危険物積載船 (2) 総トン数5,000トン以上の船舶 2 上記1以外の船舶は、安全な場所に避難、又は保船に万全を期すこと。 3 工事、作業現場においては、作業船（無動力）、資機材等の流出防止措置を実施し、厳重な管理体制を執ること。
解除	勧告の条件となる暴風警報又は暴風雪警報が解除される等、港内の安全が確認されたとき	

※気象庁から、釧路市に『暴風警報』又は『暴風雪警報』が発表された時点で、陸上部で最大風速25m/s以上の予報が発表された場合は、第二体制-2の勧告内容とする。

3-3 津波に対する対応表

体制区分	発出基準	船舶等の執るべき対応
第1体制	北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表された場合	荷役・作業を中止し、状況に応じて港内避泊又は港外避難とする。
第2体制	北海道太平洋沿岸東部に大津波警報又は津波警報が発表された場合	荷役・作業を中止し、原則として港外避難とする。ただし、時間的余裕がない場合は、港内避泊又は陸上避難とする。
解除	大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された場合	

【備考】

- (1) 「港内避泊」とは、次のいずれかの場合をいう。
 - ① 係留索の増し取り又は増し締めにより係留強化すること。
 - ② 機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗すること。
 - ③ 港内の泊地で錨・機関・スラスターにより津波に対抗すること。
- (2) 「港外避難」とは、船舶が港外に避難する十分な時間的余裕がある場合において、港外の水深が深く（水深約50m以上）、十分広い海域に避難することをいう。
- (3) 津波に対する船舶の執るべき対応は、上記対応表によるが、時間的余裕がなく、人命を優先とする避難行動を執る場合はこの限りでない。
- (4) 作業員等が陸上の安全な場所へ避難する時間的余裕がない場合は、港内避泊又は港外避難する船舶を緊急避難場所として乗船させることも避難方法として考慮しておく。

IV. 釧路港での船舶が執るべき安全対策

入出港船の事故防止のため、次のとおり釧路港安全対策協議会の合意事項として定めています。

1 旅客船及び全長 150m 以上の船舶に係る安全対策は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 当該船舶の船長が初めて釧路港に入出港する場合は、水先人を乗船させる。
- (2) 曳船を使用する。ただし、スラスタ等装備船舶は、この限りではない。
- (3) 視界不良時においては、必要に応じ前路警戒船を配備する。

2 東港区中央埠頭東側-9m岸壁（耐震旅客船岸壁）及び西港区第 4 埠頭東側-10、-12m 岸壁における対象船舶の安全対策については、上記 1 項目にかかわらず、別紙 1 のとおりとする。

3 西港区第 2 埠頭南側-12m 岸壁及び西港区第 2 埠頭南側バルク 1 号栈橋における対象船舶の安全対策については、上記 1 項目にかかわらず、別紙 2 のとおりとする。

4 釧路港外港区及び釧路港域外に錨泊中の船舶に対する走錨対策は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 釧路港長から「走錨注意情報」が発表されたときは、常時自船の位置を確認するとともに走錨のおそれがある場合は錨泊を自粛するものとする。
- (2) 気象庁より暴風警報又は暴風雪警報が発表され、風向予報が西又は南寄りの場合は、速やかに抜錨し港域外の安全な海域において漂泊避難するものとする。

5 釧路港西港区（西港船溜物揚場を除く）に係留中（又は係留予定）の船舶に対する荒天対策は、原則として次のとおりとする。釧路市が船舶避難情報を発出した場合は、協議会事務局から各会員に対して周知するものとし、各会員は関係船舶に当該情報の発出及び遵守について伝達するものとする。

(1) 船舶避難情報発出基準

釧路市が、荒天候により西港区内の係留船舶等に危険が及ぶおそれがあると判断する基準は、以下のとおりとし、基準を超えると判断した場合は、船舶避難情報を発出する。

船種	条件		波高		その他 釧路市が危険と判断した場合
	波高	3.0m以上	波高	3.0m以上	
	かつ		かつ		
	周期	12.0s 以上	周期	15.0s 以上	
	かつ		かつ		
	波向き	WSW, SW, SSW, S, SSE, SE, ESE のいずれか	波向き	WSW, SW, SSW, S, SSE, SE, ESE のいずれか	
RORO 船	非対象		対象		対象
RORO 船以外	対象		対象		対象

(2) 船舶避難情報発出時期

船舶避難情報発出のタイミングは荒天候日時に達する前日の正午までを原則とし、前日の正午以降に上記基準を超えると判断した場合はその時点で発出する。また、釧路市は船舶避難情報発出時、係留可能となる予定日時も同時に発出する。

(3) 係留船舶等の対応

- ① 船舶は時機を逸することなく、荒天候日時までに早期避難を行うものとする。
- ② 船舶は避難解除の予定日時以降の係留について、※リアルタイムナウファスを確認するとともに今後の気象海象等を勘案のうえ、安全と判断したのち係留するものとする。
- ③ 上記の対応については、関係者（水先人、タグボート等）が定める基準等によるものとする。

(注) ※は、国土交通省港湾局 リアルタイムナウファス 釧路港 有義波実況

https://nowphas.mlit.go.jp/yugiha_graph/613/7/

対象岸壁	東港区中央埠頭東側－9 m岸壁 (耐震旅客船岸壁)		西港区第4埠頭東側 －10 m、－12 m岸壁	
バース水深	9.0 m		10.0 m (21号バース)	12.0 m (22号バース)
バース長さ	310.0 m		190 m (21号バース)	240 m (22号バース)
対象船舶	旅客船 5万GT級	貨物船 1万DWT級	旅客船 14万GT級	
対象船舶の最大喫水	8.18 m以下 (利用水域の最浅部に対して、常時、喫水10%以上の余裕水深を確保する。)		利用水域の最浅部に対して、常時、喫水10%以上の余裕水深を確保する。	
入出港時の安全対策				
行会い・競合の回避	釧路港東港区に入出港する船舶の入出港予定時刻を調整する。	釧路川河口の係留施設を利用する他の船舶と入出港予定時刻を調整する。	西港区に入出港する船舶の入出港予定時刻を調整する。	
水先人	要			
タグボート	スラスター若しくは2軸2舵を有する場合、3,200馬力級以上1隻以上配備 (風速の状況により適宜増強) 上記装備を保有していない船舶又は岸壁法線に対して横方向からの風が強い場合、3,200馬力級以上2隻以上配備		3,200馬力級以上1隻配備	
埠頭境界等の明示	①当該岸壁の両端に標識灯 (夜間については灯火付き) を明示 ②着岸時における船橋正横位置に国際信号旗N旗を設置		着岸時における船橋正横位置に国際信号旗N旗を設置	
夜間及び狭視界時の入出港	①港内における入出港船舶及び錨泊船等の状況や気象・海象情報入手に努める。 ②必要に応じてタグボートで前路警戒を実施する。 (視界1,000m以下)		①港内における入出港船舶及び錨泊船等の状況や気象・海象情報入手に努める。 ②視界不良時においては前路警戒船を配備する。 (視界1,000m以下)	
入出港時の風速	平均風速10 m/s未満		平均風速10 m/s以下	
視界	500 m以上		500 m以上	
接岸速度	14 cm/s以下		6 cm/s以下	
係留時の安全対策				
強風対策	係留中に岸壁側から吹く風の平均風速が13 m/sを超えることが予想される場合は、次の安全対策をとるものとする。 また、平均風速が15 m/sを超えると予想される場合は、港外避泊するものとする。 ①係留索の増取りを行う。 ②サイドスラスターを準備し、適宜使用する。 ※ピット強度 直柱及び曲柱使用時20 m/sまで、曲柱のみ使用時16 m/sまで		係留中に岸壁側から吹く係留限界風速14 m/sを超えることが予想される場合は、入出港の運用基準の範囲内で余裕を持って離岸する。 また、風の影響が大きい場合は、以下の点に留意する。 ①係留索はできるだけ船首尾にバランス良く配置するとともに、必要に応じて係留索を増し取りする。 ②曲柱の強度を踏まえて係留索を適切に配置する。 ③係留中は定期的に係留索の状況をチェックし、できる限り係留索を均等に張り合わせる。	
異常気象時の対策	台風等異常気象が予想される場合、対象船舶は、釧路港安全対策協議会における釧路港台風等・津波対策要綱 (3-2 台風等に対する対応表)、又は本船船長の判断により離岸、避泊するものとし、避泊にあたっては時間的余裕をもって行動する。			
地震・津波対策	対象船舶が係留中、地震が発生し津波の来襲が予想される場合は、釧路港安全対策協議会における釧路港台風等・津波対策要綱 (3-3 津波に対する対応表)、又は本船船長の判断により対応するものとし、避泊にあたっては津波来襲までに時間的余裕がある場合において行うものとする。			

対象岸壁	西港区第2埠頭南側－1 2 m岸壁	西港区第2埠頭南側バルク 1号栈橋
バース水深	1 2 . 0 m	1 4 . 0 m
バース長さ	4 8 0 m	3 0 0 m
対象船舶	貨物船 3 万～5 万 DWT 級	貨物船 6 万～8 万 5 千 DWT 級
対象船舶の最大喫水	1 0 . 5 m 以下 (利用水域の最浅部に対して常時喫水 1 0 % 以上の余裕水深を確保する。)	港湾管理者が示す利用水域の最浅部に対して、常時、喫水 1 0 % 以上の余裕水深を確保する。
入出港時の安全対策		
行会い・競合の回避	西港区に入出港する船舶の入出港予定時刻を調整する。	西港区に入出港する船舶の入出港予定時刻を調整する。
水先人	要	
タグボート	3, 200 馬力級以上 2 隻配備	3, 200 馬力級以上 2 隻配備
入出港時のバース調整	①入出港時に着岸岸壁の西側に着岸船舶の無いよう調整する。 ②入港時に西港区第2埠頭南側バルク 2号栈橋に着岸船舶の無いよう調整する。	
夜間及び狭視界時の入出港	①港内における入出港船舶及び錨泊船等の状況や気象・海象情報入手に努める。 ②視界不良時においては前路警戒船を配備する。 (視界 1 , 0 0 0 m 以下)	①岸壁照明及び荷役設備等の照明を利用して岸壁法線を明らかにする。 ②港内における入出港船舶及び錨泊船等の状況や気象・海象情報入手に努める。 ③視界不良時においては前路警戒船を配備する。 (視界 1 , 0 0 0 m 以下)
入出港時の風速	平均風速 1 2 m / s 未満	平均風速 1 2 m / s 未満
視界	5 0 0 m 以上	5 0 0 m 以上
接岸速度	1 0 c m / s 以下	1 0 c m / s 以下
係留時の安全対策		
強風対策	係留中に岸壁側から吹く係留限界風速 2 3 m / s を超えることが予想される場合は、平均風速 1 2 m / s 以下で余裕をもって離岸する。 また、風の影響が大きい場合は以下の点に留意する。 ① 係留索はできるだけ船首尾にバランス良く配置するとともに、必要に応じて係留索を増し取りする。 ② 係留中は定期的に係留索の状況をチェックし、できる限り係留索を均等に張り合わせる。 ③ 船体動揺が大きくなることが予想される場合は、早めに荒天避難を検討するとともに、必要最小限の要員確保、機関の整備等の態勢を整える。	係留中に岸壁側から吹く係留限界風速 2 5 m / s を超えることが予想される場合は、平均風速 1 2 m / s 以下で余裕をもって離岸する。 また、風の影響が大きい場合は以下の点に留意する。 ① 係留索はできるだけ船首尾にバランス良く配置するとともに、必要に応じて係留索を増し取りする。 ② 係留中は定期的に係留索の状況をチェックし、できる限り係留索を均等に張り合わせる。 ③ 船体動揺が大きくなることが予想される場合は、早めに荒天避難を検討するとともに、必要最小限の要員確保、機関の整備等の態勢を整える。
異常気象時の対策	台風等異常気象が予想される場合、対象船舶は、釧路港安全対策協議会における釧路港台風等・津波対策要綱 (3-2 台風等に対する対応表)、又は本船船長の判断により離岸、避泊するものとし、避泊にあたっては時間的余裕をもって行動する。	
地震・津波対策	対象船舶が係留中、地震が発生し津波の来襲が予想される場合は、釧路港安全対策協議会における釧路港台風等・津波対策要綱 (3-3 津波に対する対応表)、又は本船船長の判断により対応するものとし、避泊にあたっては津波来襲までに時間的余裕がある場合において行うものとする。	

V. 参考資料

5-1 関係規則

- (1) 船舶(日本船籍の船舶は総トン数 20 トン以上)が、釧路港に入港したとき又は出港しようとするときには、「入港届」、「出港届」、又は「入出港届」を釧路港長に届け出なければなりません。
(港則法第 4 条、港則法施行規則第 1 条、第 2 条)
- (2) 釧路港内において、汽艇等以外の船舶を修繕(※1)し、又は係船(※2)しようとする者は、その旨を釧路港長に届け出なければなりません。
(港則法第 7 条第 1 項)
また、修繕中又は係船中の船舶は、釧路港長の指定する場所に停泊しなければなりません。
(港則法第 7 条第 2 項)
- ※1「修繕」とは、船体、機関、補機、甲板機械等の修繕により、運航機能に直接支障があって容易に運航できず、又は運航しようとしても復旧が容易ではない修繕をいいます。
- ※2「係船」とは、舶検査証書を管海官庁に返納して行う係船のほか、比較的長期にわたり当該船舶が運航されず、船舶所有者等の直接的管理下にない状態におかれるような船舶であって、特別の管理体制を構築する必要のある船舶が行う係船をいいます。
- (3) 釧路港内において、危険物を積載した船舶は、釧路港長の指定した場所でなければ停泊又は停留することができません。
(港則法第 21 条)
- (4) 釧路港内において、危険物の積込み、積替、荷卸又は運搬をする船舶は、釧路港長の許可を受けなければなりません。
(港則法第 22 条第 1 項、第 4 項)
- (5) 釧路港東区第 3 区内において、長さ 60 メートル以上の船舶を進水させ、又はドックに出入りさせようとする者は、その旨を釧路港長に届け出なければなりません。
(港則法第 33 条・港則法施行規則第 20 条)
- (6) 釧路港において、他の船舶その他の物件を引いて航行するときは、引船の船首から被えい航物件の後端までの長さは 200m を超えてはなりません。
また、釧路港東区第 1 区において船舶が他の船舶その他の物件を引くときは、引船の船首から被えい物件の後端までの長さは 100 メートル、被えい物件の幅は 15 メートルを超えてはなりません。
(港則法施行規則第 9 条第 1 項、第 21 条の 4)
- (7) 釧路港において大型の台風等や津波等の異常な気象・海象時又は海難等が発生した場合には、釧路港長が港内にある船舶等に対して、港内からの退去の命令や避難の勧告等を行う場合があります。
(港則法第 39 条第 3 項(命令)、同条第 4 項(勧告))
- (8) 釧路港内に停泊中の引火性危険物を積載したタンカーに船舶が接げん、又は当該タンカーから 30 メートル以内の水面に船舶が接近するには、釧路港長の許可が必要です。(港長公示第 2 号(平成 30 年 1 月 31 日))

5-2 係留施設一覧 (2023年8月現在)

《東区》

名称	バースコード	水深 (m)	施設延長 (m)	備考
南埠頭岸壁 (石炭ローダー)	ES01C	-7.5	217	給水口 2 個
南埠頭雑貨岸壁	ES02C	-5.4	91	給水口 1 個
南新埠頭南側ドルフィン	ES03C	-7.5	24	給水口 1 個
南新埠頭雑貨岸壁	ES04C	-7.5	130	
南新埠頭西側ドルフィン	ES05C	-5.0	30	給水口 1 個
南新埠頭物揚場	ES06C	-2.0	158	
知人町船揚場	ES07C	-3.0	155	
知人町物揚場 (-3.0m)	EM01C	-3.0	180	
知人町岸壁 (-6.0m)	EM02C	-6.0	195	給水口 1 個
知人町岸壁 (-5.0m)	EM03C	-5.0	90	
築港船溜西側物揚場	EM04C	-3.0	95	
築港船溜北側物揚場	EM05C	-3.0	107	
港町物揚場	EM06C	-4.0	50	
入舟岸壁 (-7.5m)	EK01C	-7.5	130	給水口 1 個
入舟(A)岸壁 (-6.0m)	EK02C	-6.0	260	
入舟岸壁	EK03C	-3.0	280	
入舟(B)岸壁(-6.0m)	EK04C	-6.0	165	
大町岸壁	EK05C	-6.0	250	
大川町物揚場	EK06C	-3.0	406	
城山物揚場	EK07C	-2.0	720	
旭町・川上町物揚場	EK09C	-2.0	440	
末広町・栄町物揚場	EK10C	-3.0	393	
錦町岸壁	EK11C	-6.0	201	
幸町岸壁	EK12C	-6.0	120	
中央埠頭東側岸壁 7 号	EC08C	-9.0	310	給水口 5 個
中央埠頭東側岸壁 6 号	EC06C	-7.5	391	給水口 6 個
中央埠頭東側岸壁 5 号	EC05C			
中央埠頭東側岸壁 4 号	EC04C			
中央埠頭西側岸壁 3 号	EC03C	-10.0	180	給水口 9 個
中央埠頭西側岸壁 2 号	EC02C	-9.0	339	
中央埠頭西側岸壁 1 号	EC01C			

北埠頭海運町物揚場	EN07C	-2.8	107	
北埠頭東側岸壁 5 号	EN05C	-8.1	155	
北埠頭東側岸壁 6 号	EN06C			
北埠頭南側岸壁 4 号	EN04C		126	
北埠頭西側岸壁 3 号	EN03C	-9.0	396	給水口 4 個
北埠頭西側岸壁 2 号	EN02C			
北埠頭西側岸壁 1 号	EN01C			
北埠頭直線部岸壁 (-9.0m)	EN09C	-9.0	150	給水口 1 個
北埠頭直線部岸壁 (-8.1m)	EN10C	-8.1	157	給水口 1 個
北埠頭直線部岸壁 (-5.0m)	EN11C	-5.0	56	給水口 1 個
漁港埠頭東側岸壁 1 号	EG01C	-7.0	424	給水口 5 個
漁港埠頭東側岸壁 2 号	EG02C			
漁港埠頭東側岸壁 3 号	EG03C			
漁港埠頭東側岸壁 4 号	EG04C			
漁港埠頭南側岸壁 1 号	EG05C	-7.5	203	給水口 3 個
漁港埠頭南側岸壁 2 号	EG06C			
漁港埠頭西側岸壁 1 号	EG07C	-7.0	342	給水口 4 個
漁港埠頭西側岸壁 2 号	EG08C			
漁港埠頭西側岸壁 3 号	EG09C			
漁港埠頭北側岸壁 (-6.0m)	EG10C	-6.0	150	給水口 2 個
漁港埠頭北側岸壁 (-5.0m)	EG11C	-5.0	172	給水口 1 個
副港 A 岸壁	EF01C	-5.0	300	給水口 3 個
副港 B 岸壁	EF02C	-5.0	250	
副港 A 物揚場	EF03C	-4.0	120	給水口 4 個
副港 B 物揚場	EF04C			
浜町物揚場 (-2.0m)	EF05C	-2.0	47	
浜町物揚場 (-3.0m)	EF06C	-3.0	80	
浜町物揚場 (-2.5m)	EF07C	-2.5	69	所有者 川崎造船株式会社
釧路港東港副港地区東食岸壁	EF08C	-3.0	171	管理者 日本水産株式会社
副港船揚場 1 号	EF09C	-2.5	144	
副港船揚場 2 号	EF10C	-2.5	136	

《西区》

名称	バースコード	水深(m)	施設延長(m)	備考
西港船溜物揚場	WM01C	-3.0	415	
第一石油栈橋 1 号	W001C	-7.5	520	
第一石油栈橋 2 号	W002C			
第一石油栈橋 3 号	W003C			
第一石油栈橋 4 号	W004C			
第一埠頭東側岸壁 1 号	WA01C	-5.5	90	給水口 1 個
第一埠頭東側岸壁 2 号	WA02C	-9.0	165	給水口 2 個
第一埠頭東側岸壁 3 号	WA03C	-9.0	165	給水口 3 個
第一埠頭南側岸壁 4 号	WA04C	-12.0	240	給水口 4 個
第一埠頭西側岸壁 5 号	WA05C	-10.0	185	給水口 3 個
第一埠頭西側岸壁 6 号	WA06C	-9.0	165	給水口 5 個
第一埠頭西側岸壁 7 号	WA07C	-9.0	165	
第一埠頭物揚場	WM03C	-4.0	316	
第二埠頭東側岸壁 8 号	WB08C	-5.5	90	給水口 1 個
第二埠頭東側岸壁 9 号	WB09C	-7.5	130	給水口 3 個
第二埠頭東側岸壁 10 号	WB10C	-10.0	185	給水口 3 個
第二埠頭南側岸壁 11 号	WB11C	-12.0	180	給水口 7 個
第二埠頭南側岸壁 12 号	WB12C	-12.0	280	
第二埠頭南側バルク 1 号栈橋	WB01C	-14.0	300	
第二埠頭南側バルク 2 号栈橋	WB02C	-5.5	170	
第二埠頭西側岸壁 13 号	WB13C	-9.0	165	給水口 3 個
第二埠頭西側岸壁 14 号	WB14C	-7.5	130	給水口 3 個
第二埠頭物揚場	WM04C	-4.0	125	
第二埠頭直線部物揚場	WM05C	-4.0	205	
第三埠頭東側物揚場	WM06C	-4.0	100	
第三埠頭東側岸壁 15 号	WC15C	-5.5	90	給水口 2 個
第三埠頭東側岸壁 16 号	WC16C	-7.5	130	給水口 4 個
第三埠頭東側岸壁 17 号	WC17C	-7.5	130	
第三埠頭南側岸壁 18 号	WC18C	-12.0	240	給水口 4 個
第三埠頭西側岸壁 19 号	WC19C	-12.0	240	給水口 4 個
第三埠頭西側岸壁 20 号	WC20C	-10.0	185	未供用
第四埠頭東側岸壁 21 号	WD21C	-10.0	170	給水口 3 個
第四埠頭東側岸壁 22 号	WD22C	-12.0	240	給水口 4 個
第四埠頭南側岸壁 23 号	WD23C	-14.0	282	給水口 5 個

係留施設の一覧は、NACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) で使用されている「バースコード」を基準に作成しています。

5-3 曳船一覧

釧路港で利用できるタグボートは、以下のとおりとなっています。

《連絡先》 釧路タグボート株式会社 ☎ 0154-53-1041

船名	総トン数	主機馬力	備考
千歳丸	166 総トン	1,600PS x 2	Z型 最大曳航力 45 トン 放水銃 4,000ℓ/m 1基 ウォーターカーテン 65 ℓ/m
末広丸	168 総トン	1,600PS x 2	Z型 最大曳航力 45 トン
幸丸	198 総トン	2,250PS x 2	Z型 最大曳航力 60 トン

5-4 港湾厚生施設一覧

名称	所在地	電話	備考
港湾労働者休憩所	西港 1-100-17	0154-53-3078	港湾合同庁舎 1F
港湾福利厚生会館	南浜町 1-8	0154-23-9862	
大町地区港湾休憩所	大町 2-1-12	0154-42-5584	港文館

5-5 船員法指定医療機関一覧

名称	所在地	電話	備考
市立釧路総合病院	春湖台 1-12	0154-41-6121	☆
総合病院釧路赤十字病院	新栄町 21	0154-22-7171	☆
伊勢内科医院	浪花町 7-2	0154-22-2788	
釧路市医師会健診センター	錦町 2-4	0154-25-4774	
(医) 太平洋記念みなみ病院	春採 7-9-9	0154-46-3162	

5-6 その他主な医療機関一覧

名称	所在地	電話	備考
釧路労災病院	中園町 13-23	0154-22-7191	☆

釧路三慈会病院	幣舞町 4-30	0154-41-2299	
釧路市夜間急病センター	住吉 2-12-37	0154-44-6776	夜間診療可
釧路孝仁会記念病院	愛国 191-212	0154-39-1222	

※ 船舶に乗船している外国人が病気や事故で治療等のため入国審査官の緊急上陸許可を受ける場合は、指定医師の診断を受診しなければなりません。備考欄に☆印のある病院は、この指定医師がいる病院となっています。

5-7 港湾関係官公署等（2024年9月現在）

名称	所在地	電話番号
釧路海上保安部	南浜町 5-9	0154-23-3284
釧路市水産港湾空港部	西港 1-100-17	0154-53-3371
北海道開発局釧路開発建設部築港課	幸町 10-3	0154-24-7326
北海道開発局釧路開発建設部釧路港湾事務所	西港 1-1	0154-51-4381
北海道釧路総合振興局	浦見 2-2-54	0154-43-9100
北海道釧路総合振興局釧路建設管理部	双葉町 6-10	0154-23-6111
釧路市消防本部	南浜町 4-8	0154-22-2156
釧路警察署	黒金町 10-5	0154-23-0110
北海道運輸局釧路運輸支局	鳥取大通 6-2-13	0154-51-0057
函館税関釧路税関支署	南浜町 5-9	0154-22-3730
小樽検疫所釧路出張所	南浜町 5-9	0154-23-3340
札幌出入国在留管理局釧路出張所	南浜町 5-9	0154-22-2430
農水省横浜植物防疫所札幌支所釧路出張所	南浜町 5-9	0154-22-4291
釧路地方气象台	幸町 10-3	0154-31-5145
釧路水先区水先人会	共栄大通 9-1-1074 K&Mビル	0154-64-9250
釧路船主協会（三ッ輪運輸（株）船舶課内）	西港 2-101-4	0154-54-3030
釧路港湾振興会（三ッ輪運輸（株）総務課内）	西港 2-101-4	0154-54-3501
釧路港湾協会（三ッ輪運輸（株）経営企画室内）	西港 2-101-4	0154-54-3103

5-8 港湾施設使用料（2024年10月現在）

	基準	金額
入港料	<p>総トン数 700 トン以上の船舶から入港 1 回につき総トン数ごとに</p> <p>○外国貿易船 [関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項第 5 号に規定する船舶]</p> <p>○外国貿易船を除く船舶</p>	<p>2 円 16 銭</p> <p>1 円 18 銭</p>
岸壁	<p>船舶総トン数 1 トン（1 けい留時）につき、次の区分に従い、それぞれに定める額</p> <p>○外国貿易船</p> <p>（12 時間まで）</p> <p>（12 時間を超え 24 時間まで）</p> <p>○外国貿易船を除く船舶</p> <p>（12 時間まで）</p> <p>（12 時間を超え 24 時間まで）</p> <p>けい留時間が 24 時間を超える場合は、その超えるけい留時間につき、12 時間まで毎に（12 時間未満は 12 時間とする。）、次の区分に従い、それぞれの定める額を加算する。</p> <p>○外国貿易船</p> <p>○外国貿易船を除く船舶</p>	<p>8 円 40 銭</p> <p>11 円 20 銭</p> <p>9 円 24 銭</p> <p>12 円 32 銭</p> <p>5 円 60 銭</p> <p>6 円 16 銭</p>
物揚場護岸	<p>1 使用期間 1 隻 1 年につき</p> <p>総トン数 10 トン未満</p> <p>総トン数 20 トン未満</p> <p>総トン数 30 トン未満</p> <p>総トン数 50 トン未満</p> <p>総トン数 100 トン未満</p> <p>総トン数 200 トン未満</p> <p>総トン数 200 トン以上</p> <p>2 使用期間 1 隻 1 月につき</p> <p>総トン数 10 トン未満</p> <p>総トン数 20 トン未満</p> <p>総トン数 30 トン未満</p> <p>総トン数 50 トン未満</p> <p>総トン数 100 トン未満</p> <p>総トン数 200 トン未満</p> <p>総トン数 200 トン以上</p> <p>3 使用期間 1 隻 1 日につき</p> <p>総トン数 10 トン未満</p> <p>総トン数 20 トン未満</p> <p>総トン数 30 トン未満</p> <p>総トン数 50 トン未満</p> <p>総トン数 100 トン未満</p> <p>総トン数 200 トン未満</p> <p>総トン数 200 トン以上</p>	<p>9,000 円</p> <p>15,000 円</p> <p>20,000 円</p> <p>30,000 円</p> <p>60,000 円</p> <p>80,000 円</p> <p>110,000 円</p> <p>900 円</p> <p>1,500 円</p> <p>2,000 円</p> <p>3,000 円</p> <p>6,000 円</p> <p>8,000 円</p> <p>11,000 円</p> <p>450 円</p> <p>750 円</p> <p>1,000 円</p> <p>1,500 円</p> <p>3,000 円</p> <p>4,000 円</p> <p>5,500 円</p>

船舶給水施設	基本料金 1立方メートルごとに 夏期（4～11月） 冬期（12～3月） （総給水量が15立方メートル未満の場合には、15立方メートルとみなす。）	575円 863円
港湾敷地	一般使用料 1平方メートルごとに 15日まで 16日以降 専用使用料 1平方メートルごとに 1級地 2級地	1日1円 1日2円以内 月150円以内 月50円以内
上屋	貨物上屋使用 1平方メートル	月570円
オープンヤード	1平方メートル	月75円
荷役機械	1 石炭荷役機械（附帯施設を含む）1基 2 ガントリークレーン（附属設備を含む）1基	月9,447,000円 1時間、46,500円

※物揚場護岸、船舶給水施設（外国船を除く船舶に係るものに限る）、港湾敷地（使用期間が1ヵ月未満のものに限る）、上屋、オープンヤード、荷役機械の各使用料は上記金額に100分の110を乗じた額とします。

※港湾法第54条の3第7項の規定により、同条第2項の認定を受けた者に貸付けた港湾施設については適用されません。

5-9 釧路市港湾施設管理条例施行規則(抜粋)

係留船舶等の義務（第19条）

船舶の係留又は荷役等に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 潮の干満に応じ係留索を調整すること。
- (2) 昇降設備の安全性を常に確保すること。
- (3) 必要に応じ船体保護用の防げん具を使用すること。
- (4) 火災その他港湾施設等に危害を及ぼすおそれのある事故が発生したときは、直ちに離係その他臨機な措置をとること。
- (5) 荒天候のおそれがあるときは、速やかに適当な措置をとり、いつでも離係できるよう準備し、離係に関する市長の指示を受けたときは、直ちに従うこと。
この場合において、市長の指示を受ける前に、当該船舶を損傷し、又は、防げん材その他の接岸のための施設を破損するおそれがあるときは、直ちに臨機の措置をとること。
- (6) ばら積貨物等の荷役及び運搬時には、散乱を防止するため適当な措置を講じ、作業終了後は速やかに使用した施設を清掃すること。
- (7) 荷役その他の作業に際しては、係留岸壁等を損傷しない措置を講じること。
- (8) その他市長が状況に応じ特に指示する事項

5-10 釧路港の沿革

年次		主な出来事
1632	寛永 9 年	徳川幕府から蝦夷地交易を独占的に任せられていた松前藩がアイヌとの交易所を開設する。その後、クッチャロ（釧路川上流）のアイヌを移して漁場をつくり「クスリ場所」という。
1887	明治 20 年	道庁雇英人技師メークが釧路港の修築計画をつくる。
1890	明治 23 年	釧路港が特別輸出港に指定される。
1891	明治 24 年	知人岬に釧路埼灯台が設置される。
1897	明治 30 年	釧路港の精密調査が工学博士広井勇によって行われている。 日本郵船が函館-釧路-根室の定期航路を開く。
1898	明治 31 年	釧路港の港域が決定される。
1899	明治 32 年	普通貿易港に指定され、8 月 4 日開港。
1900	明治 33 年	外国貿易船第 1 船入港（英国ロイヤリスト）。
1909	明治 42 年	釧路築港事務所が設けられ、釧路港修築事業が開始される。
1922	大正 11 年	南防波堤が完成。
1925	大正 14 年	釧路埼灯台に霧信号が設けられる。
1930	昭和 5 年	サンフランシスコ、ニューヨーク、ロンドンに雑穀の直輸出が始まる。
1938	昭和 13 年	北埠頭の埋立工事着工。
1951	昭和 26 年	重要港湾に指定される（9 月 22 日港湾法）。副港建設工事着工（昭和 36 年完成）。
1953	昭和 28 年	釧路市が港湾管理者となる（4 月 15 日）。
1958	昭和 33 年	中央埠頭建設工事着工（昭和 43 年完成）。 太平洋炭礦株の石炭埠頭（後の南新埠頭）の建設工事着工。
1961	昭和 36 年	釧路西港計画（被覆面積約 4,000,000 m ² ）の素案が発表される（昭和 44 年着工）。
1963	昭和 38 年	釧路川上流に水面貯木場（貯木水面及び工場敷地 1,000,000 m ² ）の建設工事着工。
1969	昭和 44 年	西港区第 1 埠頭埋立工事着手。
1971	昭和 46 年	漁港用地 77,000 m ² 完成。
1973	昭和 48 年	取扱貨物量で初めて 1,000 万トンを突破。 日本欧州運賃同盟フィーダーポートの指定港となる（5 月 4 日付け）。
1974	昭和 49 年	西港区第 1 ドルフィンが完成し、油槽船千昌丸が入港供用を開始（12 月 14 日）。
1975	昭和 50 年	西港区第 1 埠頭完成。西港区第 2 埠頭建設工事着工。
1976	昭和 51 年	漁港埠頭埋立工事着工（昭和 55 年完成）。
1977	昭和 52 年	西港区第 1 埠頭荷さばき地にコンテナヤード完成。
1978	昭和 53 年	西港区第 2 埠頭に穀物サイロ完成（26 基、13,000 トン）。
1981	昭和 56 年	西港区第 2 埠頭埋立工事完了。
1982	昭和 57 年	スワード港と姉妹港提携。

1983	昭和 58 年	西港区第 2 埠頭に穀物荷役機械（ニューマチックアンローダー）設置（1 号機）。西港区第 2 埠頭に穀物サイロ増設（39 基、30,120 トン）し、穀物貯蔵能力が 59,000 トン（85 基）となる。
1984	昭和 59 年	西港区第 3 埠頭建設工事着工。 西港区第 2 埠頭に穀物荷役機械（連続機械式）設置（2 号機）。 ニューオリンズ港と姉妹港提携。年間貿易額 1,000 億円突破。国際港湾協会に加入（平成 20 年脱退）。
1986	昭和 61 年	西港大橋完成。西港区第 2 埠頭に石炭荷役機械（連続機械式）完成。
1987	昭和 62 年	外国貿易船入港 10,000 隻突破（英国船スターワールド 12 月入港）。
1989	平成元年	北地区緑地（EGG）と旅客ターミナル（MOO）が供用開始。
1990	平成 2 年	取扱貨物量 2,000 万トン、輸入穀物 100 万トン達成する。
1991	平成 3 年	西港区第 2 埠頭に穀物サイロ増設し、204,700 トン（215 基、21 倉）と全道一の貯蔵能力となる。
1992	平成 4 年	西港区第 2 埠頭に穀物荷役機械（連続機械式）設置（3 号機）。 西港区第 3 埠頭に石炭荷役機械（連続機械式）移設。
1993	平成 5 年	釧路沖地震（1 月 15 日・M7.8）。
1994	平成 6 年	北海道東方沖地震（10 月 4 日・M8.1）。
1995	平成 7 年	西港区第 3 埠頭埋立て工事完了。
1996	平成 8 年	釧路港港湾計画改訂。
1998	平成 10 年	釧路港西港区第 2 期工事着工。
1999	平成 11 年	釧路港開港百年。
2002	平成 14 年	釧路港西港 4 埠頭供用開始（道東初の-14m岸壁）。 西港区第 2 埠頭に穀物サイロ増設し、穀物貯蔵能力が 257,800 トン（265 基、22 倉）となる。 西港区第 4 埠頭にタイヤマウント型ダブルリンク式ジブクレーン設置。 外航定期コンテナ航路開設（釜山⇄釧路）
2003	平成 15 年	北海道内で 2 番目となる 24 時間フルオープン化を実施。 釧路港動物検疫港の指定となる。
2004	平成 16 年	西港区第 4 埠頭に石炭荷役機械（連続機械式）設置（平成 17 年 1 月 1 日供用開始。）（平成 18 年に第 3 埠頭石炭荷役機械の用途を廃止）ソーラス条約発効（7 月 1 日）。釧路港保安対策施設整備。
2005	平成 17 年	西港区第 4 埠頭にパナマックス型石炭船が初入港。
2006	平成 18 年	釧路港東港区耐震・旅客船ターミナル着工。
2007	平成 19 年	津波漂流対策施設（津波スクリーン）設置。
2009	平成 21 年	西港区第 3 埠頭にトロリ式橋型クレーン（ガントリークレーン）設置。
2011	平成 23 年	釧路港東港区耐震・旅客船ターミナル供用開始（3 月 25 日）。釧路港が「国際バルク戦略港湾」に選定される（5 月 31 日）。 釧路港港湾計画改訂。 西港区第 3 埠頭に小麦サイロ（6 基、3,000 トン）
2014	平成 26 年	釧路港国際バルク戦略港湾施設整備着手。
2015	平成 27 年	釧路港が「臨海部産業エリア形成促進港」に指定される（3 月 18 日）。
2016	平成 28 年	釧路港が「特定貨物輸入拠点港湾」に指定される（2 月 24 日）。
2018	平成 30 年	国際バルク戦略港湾 釧路港国際物流ターミナル完成式の開催（11 月 23 日）。

2019	平成 31 年	国際バルク戦略港湾 釧路港国際物流ターミナルにおける民間埠頭運営の開始 (3 月 29 日)
	令和元年	耐震・旅客船ターミナルを含む周辺の施設が「釧路みなとオアシス」として登録 (5 月 1 日)
2020	令和 2 年	大町地区港湾休憩所 (港文館) が「釧路みなとオアシス」の追加施設として登録 (7 月 31 日)
2022	令和 4 年	西港区第 2 埠頭の穀物荷役機械 (3 号機) を連続機械式からニューマチック式に更新 (12 月 1 日)
2024	令和 6 年	内航定期コンテナ航路開設 (京浜→十勝→釧路) (5 月 18 日)

資料：釧路港要覧 2024/2025

釧路港入港のしおり

(令和7年 8月)

釧路港安全対策協議会事務局

〒085-0022 北海道釧路市南浜町5番9号

釧路海上保安部交通課内

☎ 0154-21-5575